

# 生垣設置助成制度について

一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構

緑あふれるまちづくりをめざして、一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構は新しく植栽される生垣の費用の一部を助成しています。

\*必ず、生垣植栽工事前に申請をして認定を受けてください。  
植栽後の申請はできません。

## 1.助成の対象 <以下の条件をすべて満たすものが助成の対象となります>

- (1) 自己の所有する姫路市内の住宅及び事業用駐車場の敷地内に設置するもの
- (2) 公衆用道路及び水路沿いに生垣状に設置するもので、外部から眺望できるもの  
(公衆用道路に接する箇所が助成の対象となり、駐車スペース等を挟んだ奥の箇所や隣地との境などは対象外となります。)
- (3) 道路等に面する生垣の延長が合計3メートル以上であるもの
- (4) 植栽樹木は、健全なもので樹高が概ね1メートル以上であるもの
- (5) 植栽樹木の前面にブロック塀等の構造物がある場合は、植栽樹木が50センチ以上眺望できるよう植栽するもの

## 2.助成金額

- (1) 生垣を設置する場合
  - 植栽樹木費を助成する
  - 消費税及び、支柱代・人件費等の諸経費は除く
  - 1メートル当たり5,000円  
(樹木費が1メートル当たり5,000円未満の場合はその金額)
  - 助成限度額 100,000円
- (2) ブロック塀等を撤去し、生垣を設置する場合
  - ブロック塀等の撤去費を上記(1)に加算
  - 1メートル当たり3,000円
  - 助成限度額 60,000円
- (3) 助成金計算の際、100円未満は切り捨てとなります

## 3.助成金交付条件 <以下の条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります>

- (1) 生垣の健全な育成を図るため、善良な管理に努めること
- (2) 生垣の移動、又は撤去は、5年間を行わないこと

### 申し込み・問い合わせ先

〒670-0971 姫路市西延末440番地緑の相談所2F  
一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構 緑化推進部  
電話：291-1914 (平日9:00~17:00)  
E-mail：ryokka@himeji-machishin.jp

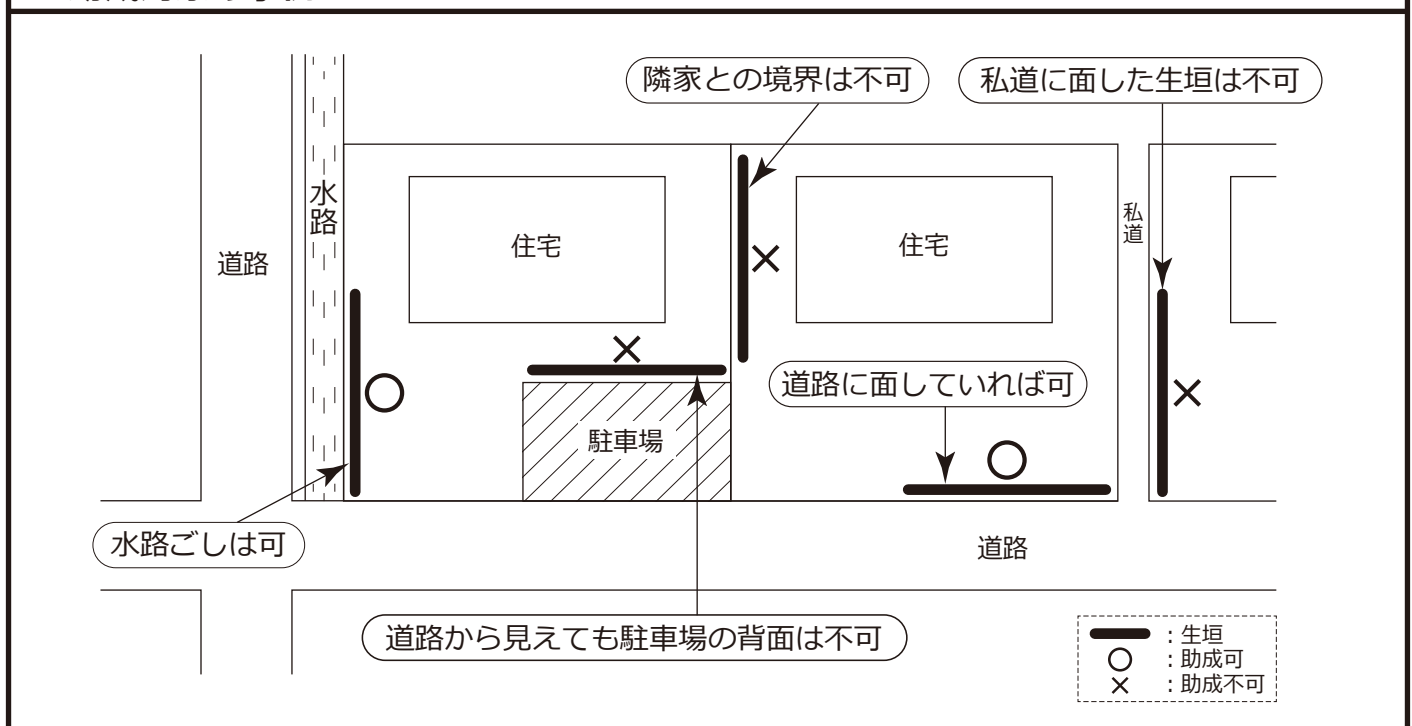
#### 4.申請手続きの流れ

= 申請者が行う手続き

= 姫路市まちづくり振興機構が行う手続き

手続き		添付書類など
1	申請者 → 機構 生垣設置助成交付申請書の提出 (申請書は希望者に郵送します)	①生垣設置計画平面図 ②付近見取り図 (住宅の場所がわかるもの) ③施工前の写真
2	機構 書類審査と現地確認 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定</span>	
3	機構 → 申請者 可否認定通知	生垣設置完了届兼助成金交付請求書※を同封
4	申請者 認定後90日以内に工事完了	期間内に工事を完了しなければ認定は無効
5	申請者 → 機構 生垣設置完了届 兼 助成金交付請求書※の提出 (請求書は認定通知に同封します)	①工事費請求書・領収書 (コピー可・植栽樹木の本数及び単価のわかるもの) ②施工後の写真
6	機構 現地確認 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">交付決定</span>	
7	機構 → 申請者 交付決定通知・助成金交付(振込み)	

#### 5.助成対象の事例



#### 6. 助成額の具体例

<限度額 生垣100,000円 ブロック塀等撤去 60,000円>

項目	計算	例1	例2	例3(ブロック塀等撤去)
生垣延長	A	5.0m	5.0m	1m当たり3,000円の撤去費を加算する 例2でブロック等を撤去する場合、生垣助成25,000円に撤去費15,000円(3,000円×5m)を加算し合計40,000円を助成
樹木数	B	15本	15本	
樹木単価	C	1,000円	2,000円	
合計樹木費	D = B × C	15,000円	30,000円	
1m当たりの樹木費	E = D ÷ A	3,000円	6,000円	
助成金額	D または 5,000円×A	15,000円 Eが5,000円未満の場合	25,000円 Eが5,000円以上の場合	